四　地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

1　営業者に期待される役割

営業者は、地域住民に対して食肉販売業の存在、提供する商品及びサービスの内容並びに営業の社会的役割及び意義をアピールするとともに、地域で増加する「買い物弱者」の新たなニーズに対応し、地域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置付けが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生及び強化や商店街の活性化につなげることが期待される。

⑴　地域の街づくりへの積極的な参加
⑵　「賑わい」や「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成
⑶　ポイントサービス事業及びスタンプ事業の実施
⑷　地域の防犯、消防、防災、交通安全及び環境保護活動の推進に対する協力
⑸　地産地消の推進
⑹　災害対応能力の維持向上
⑺　地震等の大規模災害が発生した場合における、地域住民への支援

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導及び援助ができる指導者を育成
⑵　業種を超えた相互協力の推進
⑶　地域における特色ある取組の支援
⑷　自治会、町内会、地区協議会、ＮＰＯ及び大学等との連携活動の推進
⑸　商店街役員への食肉販売業の若手経営者の登用
⑹　地域における新規開業希望者の育成

3　日本公庫に期待される役割

融資の実施等によるきめ細かな相談及び指導を通じた営業者及び新規開業希望者の支援

五　環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用の推進

1　営業者に期待される役割

⑴　省エネルギー対応の冷凍設備、冷房設備及び太陽光発電設備等の導入
⑵　節電に資する人感センサー、ＬＥＤ照明装置及び蓄電設備等の導入
⑶　食品循環資源の再生利用等実施率の向上
⑷　食品ロスの削減、食品廃棄物の発生抑制
⑸　廃棄物の最小化、分別回収の実施
⑹　温室効果ガス排出の抑制

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　食品循環資源の再生利用の仕組みの構築
⑵　業種を超えた組合間の相互協力
⑶　食品循環資源の再生利用に向けた組合員以外の営業者への参加促進及び普及啓発

3　日本公庫に期待される役割

融資の実施等による営業者の支援

六　東日本大震災への対応と節電行動の徹底

東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災した営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧及び将来を見据えた復興への取組を進めていくことが必要である。

1　営業者に期待される役割

⑴　被災した営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
⑵　被災した営業者の営業再開を通じた地域コミュニティの復元
⑶　従業員及び消費者に対する節電啓発
⑷　中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入
⑸　節電を通じた経営の合理化
⑹　電力制約下における新たな需要（ビジネス機会）の取り込み

2　組合及び連合会に期待される役割

⑴　同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
⑵　震災発生時の消費者の避難誘導などを通じた帰宅困難者に対する支援等の取組
⑶　節電啓発や節電行動に対する支援
⑷　節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置

3　国及び都道府県

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災した営業者及び被災した組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが必要である。

⑴　被災した営業者の再生支援及び経営安定化のための施策
⑵　被災した営業者の営業再開のための施策
⑶　被災地における社会経済の再生及び生活再建と地域の復興のための施策

4　日本公庫に期待される役割

被災した営業者に対する低利融資の実施並びにきめ細やかな相談及び支援

## ○厚生労働省告示第四十一号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、氷雪販売業の振興指針（平成二十三年厚生労働省告示第五十四号）の全部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

氷雪販売業の振興指針

氷雪販売業の営業者（以下「営業者」という。）が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、氷雪販売業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者及び組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するものとする。

第一　氷雪販売業を取り巻く状況

一　営業者の動向

氷雪販売業の許可を受けた施設数は、全国で1,810施設（平成26年度末現在）であり、10年前（平成16年度末）と比較して1,028施設の減となっている。平成22年度から平成26年度までの新規営業施設数は198施設、廃業施設数は661施設となっており、廃業が新設を大幅に上回っている（厚生労働省「衛生行政報告例」による。）。

平成25年１月現在の営業者の規模は、従業者数５人未満の零細事業者が75.7％であり、また、経営者の年齢は、60から69歳が33.6％、70歳以上が43.0％と、60歳以上が全体の76.6％となっている。後継者の有無は、41.1％が「あり」、58.9％が「なし」と回答している。また、経営上の課題（複数回答）として、84.1％が「客数（注文数）の減少」、26.1％が「水道・光熱費の上昇」、18.7％が「施設・設備の老朽化」と回答している（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。